

新町まちづくり計画の変更について

合併後の安平町の将来像や施策事業などを示した「新町まちづくり計画」については、合併特例債等を活用しながらこれまで事業を行ってきました。

法律の改正により合併特例債の発行可能期間が延長されたことから、合併効果を高める事業を引き続き推進していくため、「新町まちづくり計画」を変更しましたのでお知らせします。

主な変更点

- ①計画期間の延長 ・変更前 平成18年度～平成32年度（15年間）
・変更後 平成18年度～令和7年度（20年間）

- ②財政計画表の更新変更 計画期間の延長に伴い、財政計画表を更新変更しました。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎② 2751

人権相談専用電話番号のお知らせ

法務省の人権擁護機関では、年間を通じて、下記のとおり人権相談専用電話を設置して、皆様からの人権相談に関する電話をお待ちしております。

毎日の生活のなかで、いじめ・差別、家庭内での暴力、職場での嫌がらせ、ストーカーや不動産・金銭のトラブルなどの困りごとがありましたら、解決の方法を一緒に考えさせていただきますので、お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

- ・差別などの人権問題や困りごとに関するご相談（最寄りの法務局本局または支局につながります）

みんなの人権110番 ☎0570-003-110（ナビダイヤル）

- ・いじめや虐待など、子どもの人権に関するご相談（最寄りの法務局本局につながります）

子どもの人権110番 ☎0120-007-110（フリーダイヤル）

- ・セクハラやDVなど、女性の人権に関するご相談（最寄りの法務局本局につながります）

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810（ナビダイヤル）

※上記各専用電話の受付時間は、いずれも平日8時30分から17時15分までです。

問合せ 札幌法務局苫小牧支局 ☎0144③ 7151

ぬくもりの湯からのお知らせ

ぬくもりの湯に来館される皆様には、感染症予防のため「マスクの着用」「手指消毒」「入館時の体温測定」をお願いしています。体調不良の方はご来館を控えていただくなど、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

軽食コーナーでは、お食事・お飲み物を販売しています。2月から期間限定で販売していたソフトクリームの菜の花はちみつトッピングですが、ご好評につき販売を継続します。冷たいソフトクリームと甘いはちみつ、サクサクのコーンフレークの三重奏をお楽しみください！



【4月の休館日】13日（第2火曜日）、27日（第4火曜日）

ぬくもりの湯 ☎⑤ 2968（営業時間11時～22時）